

格差と貧困の諸問題（下） ——社会的連帯政策を求めて——

松葉 正文*

本稿の課題は、近年のわが国における格差と貧困に関する議論の活発な展開をふまえて、その内容を現代資本主義の歴史的な構造変化、現代日本における経済格差の具体的な実証分析、そして社会的連帯政策などと結びつけながら考察することにある。日本社会では、高度成長期以後、「豊かな人々」が多数派を占めている。そして、ここで言う「豊かな人々」とは、けっして限られた富豪や富裕層のみを指すのではなく、基本的生活手段を安定的に確保している人々という意味であり、社会経済的上層と広範な被用者・中間層とからなる人びとのことである。こうした社会で、少数派である貧困層の抱える問題を解決しようとするれば、貧困層と被用者・中間層（富裕層の一部を含む）とからなる新しい民主的多数派形成とそれをふまえた社会的連帯政策の実現が必要である。それは、どのようにすれば可能なのであろうか。この複雑で困難な問題について考えるために、本稿で私は、格差、貧困、階級、階層などについて理論的考察を行ない、今日の日本経済における所得と資産の分布について具体的な分析をし、さらに貧困の問題解決に寄与すると思われる経済政策と社会政策の骨格について考えた。

キーワード：格差、貧困、経済的不平等、社会的連帯、階級、階層、所得、資産

【目次】

はじめに

I 理論的枠組みの検討

1. 豊かな多数派の形成
2. 格差と貧困について
3. 階級と階層の現在
4. その他の留意点

II 現代日本の経済格差について

1. 所得と資産の分布
2. 農家と勤労者世帯との所得および貯蓄比較
3. 公的高齢年金の制度間・階層間格差

(以上、前号)

III 社会的連帯政策を求めて

1. 橋本健二の所説

2. 後藤道夫の所説

3. 堀井憲一郎・赤木智弘の所説

4. 反貧困の経済政策と社会政策

むすび

参考文献

III 社会的連帯政策を求めて

1. 橋本健二の所説

近年のわが国において、日本の社会経済の展開と構造変化の問題を、階級・階層論と関連させながら、理論と実証の両面で最も精力的に検討を進めてきたのは、橋本健二であろう。同氏

* 立命館大学産業社会学部教授

の主張とその内容（到達点）を概略においてまとめれば、次のようになるだろう¹⁾。

a) マルクスの階級理論について、一方では有名な「共産党宣言」中の政治的に過度に強調され理論的に単純化された規定を吟味して問題点を指摘し、他方でマルクスには同宣言中の諸規定とは異なったより客観的で緻密な階級に関する理論的考察部分があるのを示したこと。

b) マルクス主義的階級論を相対化したうえで、それをも一部として含む現代社会分析の方法概念としての階級に関する国内外の様々な代表的理論について考察しまた紹介したこと。

Poulantzas, Althusser, Balibar, Carchedi, Wright, Roemer などの諸理論である。

c) 橋本氏は、その上で、現代日本社会の階級構造に関する具体的な実証分析に取り組んでいる。しかも、その際、この分野での先行研究（大橋隆憲、江口英一、富永健一、佐藤俊樹、など）についての手堅いサーベイがなされている。

d) 戦後日本社会の主な階級構成区分として、資本家階級、旧中間階級、新中間階級、労働者階級の4つが挙げられている。

e) 新中間階級は、主として、専門職層、管理者層、事務に従事する被雇用者（ただし女性では事務職を除外する）から構成され「搾取する階級としての性格がかなり強」（次項参照）い、と規定されている。

f) 現代日本における4つの階級間の搾取関係は、以下の通りである。『階級社会 日本』（青木書店、2001年）の134頁に次の図があり、そのあとの引用はそれを前提としたものである。（なお、各階級の右にある数値は、全就業人口に占める比率である。また、引用に際し、必要に応じて漢数字を算用数字に改めた。）

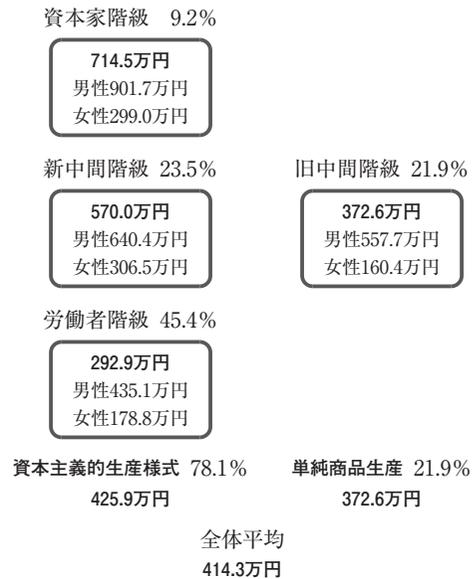


図 現代日本の階級構造と個人の平均収入

〔①資本主義的生産様式に属する三階級の平均所得は425.9万円で、単純商品生産に属する旧中間階級の平均所得372.6万円を50万円以上も上回っている。この事実、資本主義的生産様式は単純商品生産を搾取しているという仮説を支持するものである。

②資本主義的生産様式に属する三階級の間には大きな収入格差があり、資本家階級と新中間階級の収入は三階級平均を上回り、労働者階級は下回っている。このことは、資本家階級・新中間階級の二階級が労働者階級を搾取していることを示唆するものである。

もちろん、新中間階級がおしなべて搾取する側にあるということではできまい。新中間階級内部の格差はかなり大きく、23.6%は収入が350万円未満である。逆に労働者階級の21.8%が、450万円以上の収入を得ている。したがって、新中間階級・労働者階級とも内部は一様ではないが、それぞれの階級を全体としてみれば、新中間階級は搾取する階級としての性格がかなり

強く、労働者階級は被搾取階級であるといえる」。(pp.134f.)

しかも、「現代日本では、新中間階級と労働者階級との格差が、資本家階級と労働者階級との格差と同等あるいはそれ以上に重要になっているとみてよい」。(p.138.)

こうした評価は、2006年に出版された『階級社会：現代日本の格差を問う』（講談社選書メチエ）では、次のようにより強調されている。「結論的にいえば、新中間階級はいまや、労働者階級を搾取する最大の搾取階級である。革命によって資本家階級、つまり『少数の横領者』を『収奪』しても、搾取はなくなる。なぜなら現代資本主義では、労働者階級に次ぐ多数者である新中間階級こそが、最大の『横領者』だからである。格差拡大を問題にするならば、同じく被雇用者であり、左翼からこれまで同じように『労働者』と呼ばれ、また多くの場合は同じ労働組合に加入してきた新中間階級と労働者階級との搾取関係の問題を、避けてとおることはできない」。(p.111)

g) 2007年に出版された『新しい階級社会 新しい階級闘争』（光文社）では、現代日本の階級構造分析において、第5の階級として、派遣社員、請負社員、フリーターなどからなる最下層のアンダークラスが措定されており、次のように述べられている。「アンダークラスは1381万人、就業者全体の22.1%を占める巨大なグループであり、その平均収入はわずか〔年間〕151万円。膨大な富がここから吸い上げられ、資本家階級と新中間階級の豊かな生活と、正規労働者階級の『人並み』の生活を支えているのである。『新しい階級社会』では、マルクスが指摘したように資本家階級が被雇用者全体を搾取する一方で、資本家階級とともに新中間階級が労働者階級を搾取し、さらには資本家階級とともに労働者階級まで含んだ正社員全体が、派遣社員・請負社員・フリーターなどのアンダークラスを搾取するという、重層的な搾取関係が成立している。株主や最高経営者たちだけが搾取しているのではない。少なくとも大企業の正社員なら誰でも、搾取する者、つまり格差拡大の加担者になっている可能性があると考えなければならない」。(p.127. [カッコ]内は松葉による補注、また漢数字を算用数字に改めた。)

2. 後藤道夫の所説

近年のわが国において、格差拡大の問題をワーキングプア増大と関連させながら論じている代表的な研究者として、後藤道夫を挙げることができる。同氏が主張する内容の要点は、ほぼ次のように纏められよう²⁾。

2. 後藤道夫の所説

近年のわが国において、格差拡大の問題をワーキングプア増大と関連させながら論じている代表的な研究者として、後藤道夫を挙げることができる。同氏が主張する内容の要点は、ほぼ次のように纏められよう²⁾。

a) 彼は、まず問題の所在を、次のように規定する。「現在の『格差問題』を『経済格差一般』（収入・資産に差異があること自体）の問題として論ずるのは間違いである。現代の格差問題の中心は、常識的な最低限度の社会生活が営めるか否かをめぐる格差（＝「絶対的格差」）であり、それが不可能な人びとが増えたこと、つまり深刻な貧困が大規模に拡大した点にある。必要ときに医者にかかれるか否かの差異、経済的理由による結婚の可能・不可能、などは絶対的格差とみなしうる。……問題にすべき相対的格差は、相対的格差一般ではなく、絶対的格差を生み、拡大するタイプの相対的格差である」。(p.31)³⁾

もっとも、後藤氏が案出したと思われるこの「絶対的格差」という語は、やはりあまり適切とは思われない。同氏が意図し伝えようとする内容は理解しうるが、格差という相対的比較を

その本質的属性とする名詞に絶対的という形容詞は、やはりなじまないと思うのだが。

b) 彼は、1997年と2002年の「就業構造基本調査」を用い加工して、貧困世帯数を推計している。その際、貧困基準は、生活保護費と給与所得控除額を考慮して算出されており、生活保護受給世帯の場合は当然ながら前者が基準（貧困基準 a）とされ、就業中の賃金労働者世帯の場合はその双方の合計額が基準（貧困基準 b）となっている。貧困世帯をわりだす際の具体的な基準額は、1人世帯から5人以上世帯まで、それぞれ順に、(a) 115万円, 192万円, 261万円, 316万円, 384万円, (b) 190万円, 300万円, 394万円, 463万円, 548万円, となっている。(p.33)

私は、これらの貧困基準額の設定には、aの1人世帯（この額はそれよりも幾分高いほうが望ましい）を除いて、にわかに同意しがたい。これらの基準で具体的に社会政策と福祉政策を展開しようとするれば、おそらく財政的に維持不可能であろう。

c) 後藤氏によれば、日本の貧困世帯は、97年900万世帯、02年1192万世帯であり、それぞれ貧困世帯比率は、19.5%、24.0%である。そして、「02年では、貧困線未満世帯の59.4%がワーキング・プア世帯であり、現在の貧困の中心はワーキング・プアであることがわかる」。(p.33)

d) また、ユニセフの定義に基づくわが国の児童貧困率は14.3%（2000年）であるが、同氏の基準に基づく分析では29.1%（02年）であり、「日本の子どもの3割は、貧困世帯で育っている」という評価が示されている。(p.34)

e) 近年におけるワーキングプア増大の社会的背景と歴史的帰結に関して、後藤氏は次のように述べる。「2001年からの企業大リストラ・

不良債権処理は大規模な解雇を生み出したが、労働運動からの反撃やマスコミによる批判を受けけることは、ほとんどなかった。社会的な規範としての長期雇用慣行の崩壊とみてよい出来事であったが、この大きな転換は全体として社会的に容認されたのである。……日本の資本家階級は、そうした『階級妥協装置』の最終的解体に成功したのである」。(pp.38f.)

f) そして、「国民健康保険と国民年金保険は、ワーキング・プアの労働者の社会保険という性格を強めている一方、そうした低所得層が払いうる保険料設定をしていないのである。……雇用保険も期間が短い上に給付額が生活保護基準を下回る場合が少なくない。2003年では、失業時の基本給付を受けているのは失業者の4分の1にすぎない。また、1960年代半ば以降、生活保護制度は勤労世帯をほぼ排除してきた」。(p.41)

こうした現状認識をふまえて、彼は「現役勤労世帯も賃金と社会保障で生活するという、ヨーロッパ型の社会保障」(p.41) 制度と理念をわが国においても「再」構築する必要がある、と論じる。

3. 堀井憲一郎・赤木智弘の所説

堀井憲一郎の著書『若者殺しの時代』（講談社現代新書、2006年）には、現代日本の経済社会の特質と歴史的 position について考える際に、示唆するところの多い優れた内容が散りばめられている。また、同書の内容は、それ自体秀逸な現代日本社会論ないし現代日本文化論ともなっており、注目に値する。

ここで、そのうちの最も興味深いと思われる諸規定を紹介しよう（引用の後の数字は、同書における頁数）。「でもそういう連中を自分たち

のまわりに引き込んだのは、若者だった。『革命を夢見る美しい世界』から『画期的に楽しそうな世界』に方向を変えて歩み出し、結局僕たちは『楽しそうな世界地獄』へと自分を追い込んでしまったのだ。」(42)

「1983年にいろんなものが変わり始め、1985年に地層ごと動き出す。重厚を捨て、時代はポップについた。つまり、考えるのをやめて、踊り出したのだ。」(112)

「空虚で熱気がある、という状況ほど、人を動かしやすいものはない。ペテン師はみんな知っていることだ。1930年代、ヒトラーとその側近が、その熱気を利用して、ヨーロッパ全土をドイツ系アーリア民族の土地にしようとし、ある程度まで成功した。僕たちは『空虚で熱気がある状況』が大好きなのだ。」(130)

「社会のダイナミズムは、夕立のあとの虹のように、きれいに消えていってしまった。残ったのは、水たまりだけである。わりを食ったのは若者だ。」(139)

「それは、最初、無限の可能性を僕たちに与えてくれてるように見えた。でも、ちがった。みんなとつながっているということは、逃げ場がないということだった。森の奥深くに僕たちは追い込まれ、気がつくやうに断崖に立っていたのだ。便利になっただけで、いろんな面倒を抱えこまされた。話がちがう。」(150)

「人類の理想ともいえる豊かさの中に暮らし、でもその到達点の高さに気づかず、まだ発展するつもりになっている社会は、見えない底のほうからゆっくりと沈んでいく。」(191)

この最後の引用文などは、いささか予言者風の表現であるが、現代日本社会がはらむ根本的問題性に対する堀井氏の優れた洞察力を示すものであると思われる。ちなみに、ここであえて

付言すれば、私が現代社会の所得と富の公正な分配について考察する際、常にこの最後の引用に示される内容とかみ合うような理論的諸規定を与えたいと念願しているのだが、残念ながら、私にとってそれは常に困難な課題でありつづけている。

ところで、堀井氏のこうした規定へ私の眼を向けるきっかけを与えたのは、赤木智弘『若者を見殺しにする国：私を戦争に向わせるものは何か』（双風舎、2007年）174頁でのその紹介であった。

赤木氏といえば『論座』2007年1月号所収の論稿「『丸山真男』をひっぱきたい：31歳フリーター。希望は、戦争。」で、一躍社会的注目を浴びた人物である。若年フリーターおよびワーキングプア層の現代日本社会に置かれた地位と状況を、挑発的に鋭く告発する同氏の姿勢は、社会から注目された肯定的あるいは否定的に様々に評価されている。私も、赤木氏の論稿は、現代日本社会が社会的弱者に対して極めて冷淡であることを示し、またそれが弱者に向って際限なく社会的矛盾のしわ寄せを行なう構造をもっていることを浮彫りにし、さらにそうした社会的現実のねじれた構造に由来する様々な問題の所在を鋭く指摘し告発していること、などの点で優れたものであると思う。同氏の文章は明晰であり、それを介して、若年フリーターやワーキングプア層の悩みや苦しみ、私達にもひしひしと伝わってくるのである。

それだけにまた、私は赤木氏が評判となった『論座』論文に上記のようなタイトルを付したことを残念に思う。もっとも、この赤木論文に対しては、雨宮処凛による次のような温かい共感を伴った評価もある。「さて、あなたは思うだろう。彼の戦争待望を、私は日本社会へ

の宣戦布告と理解した。なぜならば、フリーターを代表とする不安定雇用の若者の日常は既に『生き残り』を賭けた『戦争』状態だからだ。一方で、ある程度安定した人たちが望むこの格差社会の上での『平和』は、彼らをずっと戦場に閉じ込めることになりかねない。戦争という希望と、平和という絶望。この国で、『戦争』『平和』の定義が逆転しようとしている⁴⁾。

4. 反貧困の経済政策と社会政策

現在の日本政府は赤字国債をはじめ膨大な累積債務を抱えている。その合計は、政府のみで累積赤字国債とその他の長期債務を含めて850兆円、政府・自治体あわせて1000兆円にも達している。それに対して、政府は債務を抱えているが裏面で資産も所有しているとか、政府の特別会計に潜む霞ヶ関「埋蔵金」などへの期待など、財政危機の深刻度を緩和したりまた財政再建への新たな妙案を模索しようとする見解もみられる。こうした見解に幾分かの真理が含まれているのは事実であるが、しかし、政府資産の大部分は庁舎や道路や橋など、その多くは実際には売却が困難なもの、あるいは売却した場合にはその利用負担金が新たに発生するものである。また、「埋蔵金」などは、単年度予算の財政赤字額の縮小に役立つことはあっても、政府が抱える累積赤字全体の縮小には到底つながりようがないものである。いずれも、本格的な財政再建には数字が一桁も二桁も不足するていのものである。

こうしたフローとストック両面での巨額に膨れ上がった財政赤字の存在を念頭においたうえで、私達は、反貧困⁵⁾の経済政策や社会政策を考えていかなければならない。残念ながら、私達は、こうした厳しく困難な制約条件の中に置

かれているのである。なお、累積赤字を解消する責任は、それを生み出した者にあり自分達にはない、といった傍観者的態度ほど問題の解決を遠ざけ遅らせるものはない。巨額に達した債務の返済と償却を諦めたり放棄したりすることは、市場経済の根本原理（所有権の尊重、契約の遵守、債務の返済および債権の回収義務、等価交換原則など）を毀損することであり、国家レベルでそうした事態が顕在化すれば、日本の国民経済は文字通り瓦解し、国土は全面的な経済的無法地帯と化すであろう。

a) 税制改革

この点では、まずこの間緩和され続けてきた所得税と相続税の累進度を回復させ再「強化」する必要がある。それが、社会的公正になかったことであると考えられる。なぜなら、この間の高い税率部分の大幅な緩和は、明らかに富裕層に対する過度の優遇措置であったからである。

所得税の最高税率については、現行の40%から、少なくとも1987年ないし1988年の60%ほどの水準に戻す必要があるだろう。また、相続税の最高税率も、現行の50%から、2002年以前のように70%へ戻す必要があるろう。

もっとも、消費税については、私はその引上げが必要であるとする。社会福祉制度をより充実させそれを安定的に運営するために、そしてまた財政再建を着実に実行していくためには、消費税の引上げはやむをえないものである。高福祉には高負担が、低福祉には低負担が、中福祉には中負担が、それぞれ対応する。それ以外に、何かうまい方法や話が、残念ながらあるわけではない。しかも、消費税は、所得税や法人税に比べて、幸い景気変動への感応度

が低い。高齢化社会の進展で、ますます社会福祉関連予算の増大が予想されるなかで、消費税以外に安定した適切な財源は見当たらない。消費税は1%の引上げで約2.5兆円の増収（国と地方あわせて）が見込まれる。私は、今後の社会福祉制度の充実を願い、また上述の政府累積債務の現状をもあわせて考慮すれば、消費税の10%ほどの引上げは不可避であると考え。ただし、食料品や医薬品などの生活必需品に軽減税率を適用すること、人々の支払った消費税が業者のふところに留まるいわゆる「益税」発生の可能性を根絶すること、そのためにもインボイス（送り状伝票）方式を導入すること、などの諸措置が同時に必要である。

b) 最低賃金制の改善

2007年現在の最低賃金は全国の加重平均で時給約670円ほどであり、この水準では1箇月普通に働いても生活保護水準にすら達しない場合が多い。最低賃金の引上げが、中小零細企業の賃金コストの上昇、ひいてはその経営を難しくする問題を孕んでいることは考慮する必要があるが、それでも最低賃金の引上げ自体は、やはり必要であろう。

2008年秋の改定により、最低賃金は、全国平均で時給約700円となった。しかし、この額では、年間2000時間働いて140万円、3000時間働いても210万円である。最低賃金は、できれば時給1200円、どんなに少なくとも時給1000円の水準が確保されなければならないだろう。

c) 大学授業料の無料化

この主張は、意外で空想的なものと受けとられるかもしれない（私の粗い試算でも、日本の大学授業料を無料にするためには、少なくとも

2兆円以上の公費ないし資金が必要である）。しかし、ヨーロッパ各国では、今日でも大学授業料が無料ないしきわめて安い額であることは珍しくない。それどころか、むしろ普通である。外国だけではない。日本も戦後かなりの期間、国公立大学のみであるが、授業料は事実上無料に近かった（私が大学生であった1970年前後では月千円であった）。そもそも、18歳になって大人の仲間入りを果たしたばかりの若者から、自らの力だけではどうも負担し得ないような授業料（ないし初年度納付金）を徴収するというのは、社会の仕組みおよび若者観がやはり歪んでいると言わざるをえない。

教育の機会均等は、機会の平等を重視する立場からしても、その最も重要な要素のひとつであろう（ちなみに、私は、機会の平等も結果の平等も、いずれも重視する）。本当に機会の平等を重視するならば、そしてそれが内面的な裏付けを伴ったものであるならば、義務教育だけではなく中等・高等教育における機会の平等、児童の貧困問題解決への実効的な支援と制度設計、相続に際しての強力な高度累進課税の実現、これらの諸措置への真剣な模索が必要不可欠である。

d) 失業保険制度の改革

現在の失業保険制度には、多くの非正規労働者が加入しておらず、また公務員も加入していない。保険制度の趣旨に照らして、また保険制度の基盤を強化するためにも、制度の母体となる加入者を増やす必要がある。その点で、公務員は直ちにその加入者となるべきである。安定的な雇用関係が保証されている公務員といえども、さまざまな理由から退職ないし失業を余儀なくされる場合はある。また、相対的に給与の

高い公務員層が失業保険制度に加入することは、制度の有効的で安定的な運営に大きく寄与することもまちがいないだろう。

また、保険料の拠出が困難な状況にある貧困な勤労者には、国や自治体による保険料支払いなどの援助が制度として必要であろう。

e) 社会保険改革

保険料滞納者の増加や未納率の上昇から、制度の運用と存立の危機が問題にされている国民健康保険や国民年金についても、制度改革が必要である。論ずべき問題は多々あるが、ここでぜひとも述べておきたいことは、保険原理の制度的原則を盾にとり、保険料未納者に生じる窮状を自己責任に帰して当事者を突き放すようなことは、社会がなすべきことではないということである。租税原理による制度の抜本的改革をめざすか、さもなければ公費による様々な助成を考慮せざるをえないであろう。

また、正規雇用と非正規雇用の間で、時給賃金と社会保険の条件とを同一化する（いわゆるオランダ方式）ことが、今後真剣に追求すべき社会的目標（政労資間の合意が必要）となるべきである。

f) 生活保護制度の運用見直しと拡充

この制度については、なによりもまずその捕捉率の上昇がはかられる必要がある。現行の捕捉率10%~20%というあまりに厳しい運用実態は、早急に改善されなければならない。親族による支援、ミーンズテスト、自力就労などは、確かに無視しえない重要な条件であるが、元来そうしたのものには頼ることができず、生活保護以外に活路がないというのが、この制度を求めてくる多くの人びとの置かれた実際の状況

であろう。

また、この制度では、就労不可能な人びとだけでなく、就労しているが所得額が生活保護基準に達しない人達や世帯にも、その差額分の生活保護費の支給が当然なされるべきである。

【注記】

- 1) 橋本健二『現代日本の階級構造：理論・方法・計量分析』東信堂、1999年；同『階級社会日本』青木書店、2001年；同『階級社会：現代日本の格差を問う』講談社新書メチエ、2006年；同『新しい階級社会 新しい階級闘争』光文社、2007年、参照。
- 2) 後藤道夫「過労をまぬがれても待っている『貧困』」『週刊エコノミスト』2006年7月25日号、pp.34-36；同「現代日本の格差拡大とワーキング・プア」『歴史と経済』第195号、2007年；同「ワーキングプア増大の前史と背景：戦後日本における貧困問題の展開」『世界』2008年1月号、pp.112-124、参照。
- 3) 後藤道夫の論文「現代日本の格差拡大とワーキング・プア」中の頁数。以下、本文での（カッコ）内の数字は、同論文に関するものである。
- 4) 雨宮処凛「『平和』という名の不平等」『ビッグイシュー』日本版、2007年6月1日号、p.19。
- 5) この用語は、湯浅誠の著書『反貧困：「すべり台社会」からの脱出』（岩波新書、2008年）のタイトルに依拠している。

むすび

以上の考察から、私の云う「豊かな人々」が日本社会の多数派を形成していること、少なくとも貧困層は明らかな少数派であること、が結論として言えるだろう。「豊かな人々」が多数派であるというこうした状況を、次のように言い換えることもできる。日本の富裕層と被用者・中間層とは、たがいに共同して明確な多数

派ブロックを形成している、と。

この多数派ブロックに属する被用者・中間層の大部分は、彼らと貧困層（社会的弱者）との間の社会的連帯政策に基づくブロック形成を志向しておらず、逆に富裕層と共にそして彼らと協働して私有財産の拡大を求めている。こうした階級・階層配置のもとでは、漸次性を中断するような社会的変革は、全く現実的基盤と根拠をもたず、したがってまた合目的性をもたない。

私は、理念的には、富裕層の一部をも含めた被用者・中間層と貧困層（社会的弱者）との新しい社会的連帯ブロックの形成を提案しているが、もとよりその実現可能性は決して容易ではない。それでも、もし望ましい変革の現実的な可能性があるとするれば、それは静かな進歩的・民主的変革の形態をとるであろう。その変革主体の政治的・思想的課題は、国際的には東アジアへの個人補償をも含めた戦後補償の誠実な履行、今日の「南」の世界への公正で民主的な援助、地球規模での環境・資源問題への貢献と諸民族の共生、国内的には企業社会に対置した市民社会の復権、より具体的には資産よりも労働そして権威よりも民主主義の価値が重視され、個人の自由と社会的連帯が共存し、整備され充実した社会保障の存在する社会である。

その変革主体の社会的形成は、勤労者層の多数と貧困層（社会的弱者）との間の政治的ブロックの実現によってのみ可能となるだろう。その決定的な鍵は、労働組合運動に結集する被用者上・中層や種々の社会運動に参加する自立的諸個人が、自己の更なる生活条件改善と社会的地位上昇のみを求めめるのではなく、貧困層や社会的弱者との連帯政策を真剣に追求するかどうかにかかっている。それは、社会的連帯政策で

あり、ロールズ正義論の第2原理 a = 格差〔是正〕原理「最も不利な状況にある人々の利益の最大化」を応用し、賃金引上げなどは次のように行なうべきである。例えば、平均3%の賃上げが獲得された場合、最も賃金の低い層が5%賃上げし、最も賃金の高い層が1%〔場合により0%〕、そしてその間の各層が順次5, 4.5, 4, ……1.5, 1%, ……というように、その成果を社会的に配分すべきである。逆に賃下げの場合には、当然ながら、高賃金層に厚く、そして低賃金層に薄く、その負担が配分されるべきである。そして、こうした考え方は、単に賃金に関してだけでなく、社会的な成果の配分と損失ないし負担の配分に対して、もちろん一般的に適用されるべきである。更に付言すれば、上記双方の考え方を統合した、次のような政策的対応もありうる。例えば、社会や産業や企業等の各レベルにおいて、それぞれの中央値を境として、給与額下位50%には賃金引上げを、上位50%には賃金引下げを実施する、というように。そしてその際、それぞれの層の内部での賃金引上げと引下げには、上述の成果と損失〔負担〕の配分についての考え方を適用するのである。賃金ではなく年金のような場合、つまり給与額ではなく給付額が問題になる場合でも、同様である。

なお、こうした社会的連帯政策を実行しようとする際に、緊要な留意点がある。それはこの政策を志向する被用者・中間層の人びとが、自らの経済的利害を100%保全したうえで、貧困層ないし社会的弱者の状況改善を呼びかけるのみでは、社会的状況は一步も動かないということである。貧困層ないし社会的弱者の人びとは、被用者・中間層（および富裕層の一部）が自らの利益をある程度犠牲にしてでも貧困層や

弱者救済を訴え実際にそれを行動に移す場合にのみ、現実には彼らを信頼し彼らと連帯しようとするだろう。その時にのみ、被用者・中間層と貧困層（社会的弱者）との間の多数派連帯ブロックが形成されるのである。

それは実際には何を意味するか。これは、具体的には、被用者・中間層が、貧困層や社会的弱者の所得状況改善のため、たとえば自らの賃金調整（引下げ）に応じたり、増税に応じたりすることを意味する。それをどのようにして具体的に実施するか、またその際どのようにしてそうした行動への政治的社会的正当性を担保するかは、もちろん揺るがせにできない、重要でしかも複雑な別途論じられるべき問題である。しかし、社会的連帯政策という政策理念の基本的方向とその含意は、ここで述べた通りである。

幸い、今日の日本の被用者・中間層には、そうした連帯政策を遂行しうる経済的「余裕」がある。もちろん、言うまでもなく、富裕層にも同様の理念的呼びかけをし、必要とあれば富裕税等の社会的負担を要請し実行するのが望ましい。

【参考文献】

浅羽通明『右翼と左翼』幻冬舎新書、2006年。
 雨宮処凛・萱野稔人『「生きづらさ」について：貧困、アイデンティティ、ナショナリズム』光文社新書、2008年。
 石川経夫『所得と富』岩波書店、1991年。
 ——『分配の経済学』東京大学出版会、1999年。
 石川経夫編『日本の所得と富の分配』東京大学出版会、1994年。
 井堀利宏『財政再建は先送りできない』岩波書店、2001年。
 ヴェルナー、ゲッツ・W『ベーシック・インカム：基本所得のある社会へ』渡辺一男訳、現代書

館、2007年。
 江口英一『現代の「低所得層」』（全3巻）未来社、1979年。
 エジェル、ステイーヴン『階級とは何か』橋本健二訳、青木書店、2002年。
 小沢修司『福祉社会と社会保障改革：ベーシック・インカム構想の新天地』高菅出版、2002年。
 小塩隆士他編著『日本の所得分配：格差拡大と政策の役割』東京大学出版会、2006年。
 金子勝『市場と制度の政治経済学』東京大学出版会、1997年。
 ——『反経済学：市場主義的リベラリズムの限界』新書館、1999年。
 ——『セーフティネットの政治経済学』ちくま新書、1999年。
 ——『粉飾国家』講談社現代新書、2004年。
 ——『閉塞経済：金融資本主義のゆくえ』ちくま新書、2008年。
 鹿又伸夫『機会と結果の不平等：世代間移動と所得・資産格差』ミネルヴァ書房、2001年。
 川口章『ジェンダー経済格差』勁草書房、2008年。
 北沢栄『公益法人：隠された官の聖域』岩波新書、2001年。
 ——『静かな暴走 独立行政法人』日本評論社、2005年。
 ギデンス、アンソニー『第三の道：効率と公正の新たな同盟』（佐和隆光訳）日本経済新聞社、1999年。
 ——『第三の道とその批判』（今枝・干川訳）見洋書房、2003年。
 小坂直人『公益と公共性：公益は誰に属するか』日本経済評論社、2005年。
 小杉礼子編『フリーターとニート』勁草書房、2005年。
 小林由美『超・格差社会アメリカの真実』日経BP社、2006年。
 駒井洋編著『日本の選択：もうひとつの改革路線』ミネルヴァ書房、2002年。
 桜井良治『政府債務の世紀：国家・地方債務の全貌』新評論、2004年。
 笹山尚人『人が壊れてゆく職場：自分を守るために何が必要か』光文社新書、2008年。

- 佐藤朝泰『閥閥：日本のニュー・エスタブリッシュメント』立風書房，1981年。
- シーブルック，ジェレミー『階級社会：グローバリズムと不平等』渡辺雅男訳，青土社，2004年。
- 下野恵子『資産格差の経済分析：ライフ・サイクル貯蓄と遺産・贈与』名古屋大学出版会，1991年。
- 神野直彦『システム改革の政治経済学』岩波新書，1998年。
- スコット，ジョン・渡辺雅男編著『階級論の現在：イギリスと日本』青木書店，1998年。
- セン，アマルティア『不平等の経済学』（拡大新版，鈴木・須賀訳）東洋経済新報社，2000年。
- 『不平等の再検討：潜在能力と自由』（池本・野上・佐藤訳）岩波書店，1999年。
- 高山憲之編著『ストック・エコノミー』東洋経済新報社，1992年。
- 武川正吾編著『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』法律文化社，2008年。
- 橋木俊詔『日本の経済格差：所得と資産から考える』岩波新書，1998年。
- 『セーフティ・ネットの経済学』日本経済新聞社，2000年。
- 『失業克服の経済学』岩波書店，2002年。
- 『家計からみる日本経済』岩波新書，2004年。
- 橋木俊詔編『戦後日本経済を検証する』東京大学出版会，2003年。
- 橋木俊詔編著『封印される不平等』東洋経済新報社，2004年。
- ダルニル，シルヴァン／ルルー，マチュー『未来を変える80人：僕らが出会った社会企業家』永田千奈訳，日経BP社，2006年。
- 中央公論編集部『論争・中流崩壊』中公新書ラクレ，2001年。
- 中馬清福『『新しい弱者』の時代：政治改革の焦点として』『世界』1994年1月号。
- 堤未果『ルポ貧困大国アメリカ』岩波新書，2008年。
- 富沢賢治『社会的経済セクターの分析：民間非営利組織の理論と実践』岩波書店，1999年。
- 富田俊基『日本国債の研究』東洋経済新報社，2001年。
- 富永健一『日本の近代化と社会変動』講談社学術文庫，1990年。
- 日本国際経済学会編『国際的な富および所得分配の不平等』別冊世界経済評論2004年9月号。
- 日本弁護士連合会編『検証 日本の貧困と格差拡大』日本評論社，2007年。
- 林信吾『しのびよるネオ階級社会：“イギリス化”する日本の格差』平凡社新書，2005年。
- 平田清明（八木紀一郎，大町慎浩編）『市民社会思想の古典と現代：ルソー，ケネー，マルクスと現代市民社会』有斐閣，1996年。
- 『平田清明 市民社会を生きる』晃洋書房，2007年。
- 広井良典『定常型社会：新しい「豊かさ」の構想』岩波新書，2001年。
- フィッシャー，W.／ボニア，T.編『もうひとつの世界は可能だ：世界社会フォーラムとグローバル化への民衆のオルタナティブ』日本経済評論社，2003年。
- フーバー，ヨゼフ『社会民主主義の将来問題』（松葉正文訳）『立命館産業社会論集』第29巻第4号，1994年3月。
- 福田泰雄『現代日本の分配構造：生活貧困化の経済理論』青木書店，2002年。
- 古田博司『東アジア・イデオロギーを超えて』新書館，2003年。
- フルフォード，ベンジャミン『日本がアルゼンチン・タンゴを踊る日』光文社，2002年。
- 『ヤクザ・リセッション：さらに失われる10年』光文社，2003年。
- 『泥棒国家の完成』光文社，2004年。
- ブレア，トニー『第三の道：新しい世紀の新しい政治』『生活経済政策』26号，生活経済政策研究所，1999年3月。
- 文春新書編集部編『論争 格差社会』文春新書，2006年。
- バック，ウルリヒ『危険社会：新しい近代への道』東廉・伊藤美登里訳，法政大学出版局，1998年。
- ボッピオ，ノルベルト『右と左：政治的区別の意味と理由』（片桐薫・片桐圭子訳）御茶ノ水書房，1998年。

- ポラニー、カール『大転換：市場社会の形成と崩壊』（吉沢・野口・長尾・杉村訳）東洋経済新報社，1986年。
- 水谷研治『耐乏なくして再生なし：日本経済・復活のシナリオ』東洋経済新報社，2005年。
- 宮島喬『共に生きられる日本へ：外国人施策とその課題』有斐閣，2003年。
- 宮島洋／連合総合生活開発研究所『日本の所得分配と格差』東洋経済新報社，2002年。
- 宮本太郎『福祉政治：日本の生活保障とデモクラシー』有斐閣，2008年。
- 村上泰亮『新中間大衆の時代』中央公論社，1984年。
- 室住眞麻子『日本の貧困：家計とジェンダーからの考察』法律文化社，2006年。
- 本山美彦『金融権力：グローバル経済とリスク・ビジネス』岩波新書，2008年。
- 森ます美『日本の性差別賃金：同一価値労働同一賃金原則の可能性』有斐閣，2005年。
- 森岡孝二『企業中心社会の時間構造：生活摩擦の経済学』青木書店，1995年。
- 『働きすぎの時代』岩波新書，2005年。
- 山口定『市民社会論：歴史的遺産と新展開』有斐閣，2004年。
- 山田昌弘『新平等社会：「希望格差」を超えて』文藝春秋，2006年。
- 山野良一『子どもの最貧国・日本：学力・心身・社会におよぶ諸影響』光文社新書，2008年。
- 山家悠紀夫『偽りの危機 本物の危機』東洋経済新報社，1997年。
- 『「構造改革」という幻想：経済危機からどう脱出するか』岩波書店，2001年。
- ロールズ，ジョン『公正としての正義』田中成明編訳，木鐸社，1999年。
- 渡辺治『「豊かな社会」日本の構造』労働旬報社，1990年。

The Problems of Japanese Economic Differentials and Poverty: Searching for a Policy of Social Solidarity (Last Half)

MATSUBA Masafumi *

Abstract: This paper contributes to the ongoing discussion regarding economic differentials and poverty in Japan. It places this discussion in the context of the historical changes taking place in the structure of modern capitalism, and offers a concrete analysis of economic differentials and social solidarity policy in Japan. Following the country's period of rapid economic growth, the majority of Japanese people have been affluent, in the sense that they have been able to secure the basic means of living, and they consist of an upper social strata, general employees, and the self-employed. To solve the problems still faced by the poor minority, what is needed is the pursuit of a social solidarity policy based on the formation of a new democratic majority consisting of the poor, employees and the self-employed (then, inclusive of a part of the rich). How can this be realized? In this paper, I consider this complicated and difficult problem by examining theoretically differentials, poverty, class and stratum, by analyzing the distribution of incomes and assets in Japan, and by investigating the framework of the economic and social policy which can contribute to the solution of the problems of poverty.

Keywords: differentials, poverty, economic inequality, solidarity, class, stratum, income, assets

* Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University